

「劇場におけるアウトリーチ～ダンス・プログラムの可能性～」

講演

「劇場と実演芸術家の創造環境はどう変わるのか?～劇場法及びその指針の制定を受けて」

柴田 英 杞

((公社) 全国公立文化施設協会アドバイザー)

劇場・音楽堂等の活性化に関する法律(以下、劇場法)は第16条からなっている法律であり、平成13年12月制定の「文化芸術振興基本法」の個別法という位置付です。制定までの動きには2つの流れがあります。ひとつは、公益社団法人芸能実演家団体協議会(以下、芸団協)で平成14年から劇場に関する調査研究が行われ、公益社団法人全国公立文化施設協会(以下、公文協)は、指定管理者制度の導入後、平成20年から調査研究が進められ、平成22年に劇場法に関する課題検討委員会を発足させ検討を重ね、平成23年6月劇場法に関する意見書を文化庁に提出しております。公文協では、平成21年度に文化庁の委託を受けて、全国の劇場・音楽堂等の実態調査を試みました。その結果、活動基準が4つの類型に分けられるという整理をしまして、この調査研究が法律を策定する上で基礎資料となった経緯がございます。

第二次基本方針の重点戦略目標の第一番目はアートマネジメント人材の育成でありました。この方針により、劇場等で働く職員の実態調査が行われ、公文協はアートマネジメント人材の育成に関する報告書を発行しております。平成23年2月に閣議決定した第三次基本方針は3年目を迎えております。この方針では、文化芸術及び文化芸術活動が社会的な便益に基づく投資の対象として捉えられたということが、非常に大きな出来事だったと思います。消費や保護の対象から投資の対象への概念の移行は、文化芸術が公共政策の一つとして認識されたことを意味します。重点戦略目標は、日本版アーツカウンシル、トップレベルの芸術団体への支援(赤字補てん型から経費助成へ転換し、収益を上げても差し支えないという考え方)、優れた劇場への公的助成の見直し、劇場等の法的基盤整備(劇場法)など、様々な新しい事業が立ち上がっていきました。

劇場法の前文は非常に格調が高く劇場の機能や目的等々がかなり明確にかつ本質的に捉えられた美文であると思われれます。前文の主なポイントは「人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である」「地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能を有する」「事業を行うための人材を養成することを強化する」「地方においては特に多様な実演芸術に触れる機会が少ないのでその環境を整備する」等です。他、

劇場・音楽堂等は公共財として位置づけられ、地域の新しい広場になりうるなどが明記されていますので、是非前文を熟読していただきたいと思います。

条文に入りますが、目的は「劇場音楽堂の活性化を図る」、「我が国の芸術水準の向上を通じて実演芸術の振興を図る」、「心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現、並びに国際社会の調和ある発展に寄与する」という3つの要旨に大別できます。

第二条の定義のポイントは、人材の構成について劇場の人的体制を整えることや自主制作事業、鑑賞事業、普及啓発事業等々公演を企画制作し、実施していく機能を備えること、また、地域住民や一般公衆に制作した作品を鑑賞させることも明記されています。

第三条は事業の種類です。第一項では「実演芸術の企画やその実施」第二項では「実演芸術の公演発表を行うものの利用に供すること」となります。第二項の意味は、いわゆる貸し館事業のことです。地域の劇場等では、自主制作事業を行う劇場はまだ少なく、全体の約8割は貸し館事業と買取型鑑賞事業、普及啓発事業を実施しているという実態があります。市民参加であれプロフェッショナルな自主制作であれ、何らかの公演形態で劇場がゼロベースからプロデュースを行っているというところが約2割という状況です。専門集団やプロフェッショナルな自主制作を行っている劇場は、約2割の中の10%くらいに該当するという実態です。

第三項には、文化芸術の楽しさを文化芸術にあまり関心のない無関心層に対してどういう形で広げていくのか、そういう活動が文化の裾野の拡大に繋がっていくという観点から普及啓発活動の推進ということが明記されました。

第四項は関係機関との連携協力です。文化庁の助成事業のなかで力を入れている項目です。地域社会の教育機関・福祉機関・医療機関様々な機関と連携して事業を行っていくことが地域社会の中で劇場の存在意義を高めること、地域社会に貢献することに繋がっていきます。他に、国際交流、調査研究資料の収集・情報の提供、様々な人材を劇場で養成することと並びます。

第八項には、地域社会の絆の維持及び強化、共

生社会の実現に資するための事業を行うとあります。東日本大震災後、劇場が文化芸術を発表する場の提供だけではなく、地域住民の生活の場、人々が絆を育む生活の拠点、避難施設として多く活用されました。地域コミュニティの創造と再生に繋がっていくことが劇場の使命として明らかになり、この第8項が加わりました。

舞踊学会で取り上げたテーマ「劇場におけるアウトリーチ」については、大変重要な課題です。実演芸術に触れることを通じて子どもの発想力及びコミュニケーション能力の育成、将来の芸術家の育成、ならびに芸術鑑賞能力の向上を図ることが重要であり、学校教育において観賞や参加ができるよう必要な施策を講ずるよう国や地方公共団体がそれらの機会を提供するよう努めることと明記されています。法文とは別に、文部科学副大臣からの通知の中では、特に留意事項として、学校との連携や鑑賞者の育成等を強調しています。

公文協の加盟館は1256館（平成24年度調査）です。その加盟館のアンケート結果をみますと、劇場の人材育成と確保に最も関心が集まっています。人材への投資が非常に重要であるということがわかります。前述したとおり、約8割が貸館事業と観賞事業中心の劇場ですから、大方は、人材も少ない財源もない中で事業を展開しています。小さな劇場ですと常駐する職員3人くらいが総務、事業、経理、舞台技術と兼務のところが多いのです。これが実態です。自治体側にも文化芸術に秀でた専門職を配置することが必要であるという切実な意見も多くみられました。

また、アウトリーチ活動では、学校と劇場、そしてアーティストと劇場を結び付けるコーディネーター的人材の必要性も重要ですが、コーディネーター人材も少ない現状があります。今後、地域のアーティストや劇場職員がコーディネーターを担うことがますます高まるだろうと思われま

す。教育委員会所管の劇場では、教育委員会との調整に非常に時間がかかったり、劇場で実施している事業について理解不足であったりするようです。今教育現場が非常に過酷な状況でもありますし、学習指導要領も色々見直されたりしておりますので教育行政に関わる方々や教員が大忙しで時間や気持ちに余裕がないことも課題です。アーティストがなかなか学校教育の中に入っていけないという実態が現場にあって、学校との連携について加速していけるような施策を考えてほしいという要望が公文協に寄せられた多くの意見の一つでもありました。

今後、普及啓発や人材育成等の事業がとても重要なポジションになってくると思います。文化庁も現場の意見をいろいろ吸い上げて下さり、劇場・音楽堂の活性化事業という助成金枠の拡充がありました。活動別支援において、公演事業・普及啓発事業・人材養成事業とそれぞれ活動別に助成することができるという枠組みの見直しがあ

りました。従って、アウトリーチ事業の可能性は、現実的に広がりつつあり、プロをはじめとする地域で活動されている方々の活躍の場というのがどんどん広がっていくことが予想されると思います。劇場法の制定や指針の発表が契機となり、いろいろ活発な活動も多くなるでしょうが、逆に現場がなかなか前へ進まないという状況もあると思います。地域によって格差が出てくるかもわかりません。人材育成には多くの時間を要します。中長期的なスパンで人材を育成していくことと、時代のスピードとのせめぎあいです。人材育成のジレンマです。私はよく人材の「材」の字を素材の材ではなくて宝という意味の「財」という字に変えたりしています。優れた素材としての「人材」から宝の「人財」に育成していくことが重要です。場数や経験・体験を積んでこそ人材が育てられるのだと思います。また、地元の人たちと嬉しいことも悲しいことも辛いことも苦しいことも全部その関係者が受容して前に進めていきますから、もどかしい半面やりがいも充分感じています。その中でアウトリーチ活動は、人材を育成するのに重要な柱として位置づけています。これからは指針に則って色々な助成事業が生まれてくるでしょうし、2020年には東京オリンピックの開催も決定されましたのでそれに伴う様々な事業も出てくるかと思

います。次に指針に少しふれます。4つのテーマに大別できます。①自治体文化政策、②企画制作、③施設設備の運用、④組織事業の管理と運営の構成です。劇場法は劇場に関する法律であることに間違いはありませんが、本質論から申し上げますと、活動主体の劇場よりも設置自治体側である自治体文化政策に重きを置いた内容になっています。地域では公共事業の一環や、明確なミッションを持たないで公立の劇場を建設したというケースなどが見受けられます。指針には当該劇場の運営方針を明確にすべきと記載されており、ミッションなき自治体はややハードルが高くなっている印象です。政策評価の導入については、定量的評価に偏ることなく、定性的な評価を重視するように指摘しています。残念ながら本法律には罰則規定がありませんので、主には自治体の主体性・自主性・自発性に基づくものとなり、それを受けて劇場が事業を推進していくということになります。今後どうなっていくのでしょうか。

積極的に文化芸術活動を行っていく自治体と、残念ながらそうではない自治体という、その格差も広がっていくかも知れません。文化芸術振興基本法にはすべての国民が文化芸術に触れる機会を有しているという文化権が明記されています。劇場法が制定されたことにより、一歩でも前へ進む文化政策というものを我々の現場に携わる人材がどこまでみんなと一緒に動かしていけるのかということが問われているのではないかなと感じております。